



上 下 審 第 1 号
令和7年3月25日

古河市長 針 谷 力 様

古河市上下水道事業運営審議会
会 長 飯 田 明



下水道事業受益者分担金について（答申）

令和6年10月16日付け古下第479号にて諮問のあった下水道事業受益者分担金について、本審議会は慎重な審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

結論

1. 未来産業用地「東山田・谷貝」 28.6ha については、
特定環境保全公共下水道事業区域として、受益者分担金の単位負担金額を
1平方メートル当たり面積割額239円、基本額200,000円とする。
2. 農業集落排水区域の4処理区
前林、三和北部、上大野・稲宮、高野 392ha については、
特定環境保全公共下水道事業区域に準じて、受益者分担金の単位負担金額
を1平方メートル当たり面積割額180円、基本額200,000円とする。

理由及び審議経過

1. 未来産業用地「東山田・谷貝」について

特定環境保全公共下水道事業区域である未来産業用地に係る受益者分担金の設定については、汚水の排除に伴う受益の範囲内で事業費の一部を負担する原則を踏まえ、企業の立地が確定している区域の末端管渠整備費相当額から国庫補助金等を除いた額を受益者分担金対象額とした。算定方法については、特定環境保全公共下水道事業区域（三和地区）であることから面積割額及び基本額方式を用いて得た金額（面積割額 239 円、基本額 200,000 円）を算定基礎にした。

審議では面積割額に関して周辺の単位負担金額とのバランスについての意見、企業への事前説明についての意見が出たが、審議の結果、算定基礎のとおりとの結論に至った。

2. 農業集落排水区域の 4 処理区について

国では下水道事業広域化の一環として、農業集落排水施設等を効率的に統合し維持管理費の削減を図ることを推進している。

古河市においても農業集落排水区域である前林、三和北部、上大野・稲宮、高野の 4 処理区で施設の老朽化に伴う大規模な更新が必要なため公共下水道事業への接続を予定している。

公共下水道事業へ接続する農業集落排水区域の 4 処理区は特定環境保全公共下水道事業の三和地区直近単価分担金額（面積割額 180 円、基本額 200,000 円）を分担金相当額として設定案にした。

審議では特に意見はなく、案のとおりとの結論に至った。